

概要

- 広域化・広域連携を進めるにあたっては、地域の実情を踏まえた上で、持続可能な水道経営を実現するために最も効率的・効果的な事業形態（誰が水道事業を行うのかなど）を決定する必要があり、そのために考えられる選択肢（広域化の形態）を整理する。
- 広域化の形態は、「事業統合」「経営の一体化」「用水供給事業の新設」「施設の共同化（個別経営）」などが想定される。
 - 必ずしも「広域化＝事業統合」ということではなく、これらの形態の中から、その地域の実情にあったものを選択して行くことになる。
 - 将来を見据え、県と市町の役割分担も考慮して、上田長野地域における適切な形態を検討していく必要がある。

検討事項

- 広域化の形態を整理するにあたって、次の事項について検討・整理。
- 運営する水道事業の数（事業認可、事業決算）と管理者の配置（事業管理者、技術管理者）について
 - 広域化・広域連携による水道料金の設定について（料金を統一するのか、個別に設定するのか）
 - 事業間（統合する場合は旧事業間）の浄水融通の方法について（受水の開始や分水解消のための制度や方法等）
 - 広域化・広域連携による施設整備計画（最適配置計画）の進め方（進捗）や、施設整備の財政負担について
 - 申請可能な交付金メニューについて（運営基盤強化事業の適用可否）
 - 人材確保の方法や、人員の配置について
 - 国内の広域化・広域連携の事例について
 - 想定される課題等について

上田長野圏域で考えられる広域化・広域連携の形態を抽出し、論点に沿って比較整理（次頁参照）

今後

<方針検討>

- 上記検討項目等について、関係者の意見抽出と議論
- 広域化の形態についての具体的なパターン抽出（複数）と基本方針の検討
- 需要者等への説明、意見収集
- 先進事業者や国等との意見交換

<作業（シミュレーション）>

- 水道料金への影響検討
- 広域化に必要な施設整備内容、スケジュール等の精査 等

広域化・広域連携に向けた論点整理（広域化形態の整理）

| 項目 | | 形態 | | | |
|----|--------------------|---|--|--|---|
| | | 施設の共同化（個別経営） | 用水供給事業の新設 | （経営主体の統合） | |
| | | | | 経営の一体化 | 事業統合 |
| | | 4事業が現状どおり事業を実施し、施設を共同利用する | 4事業に加えて、新たに用水供給を行う | 4事業の経営主体を統合する ※水道法上の事業認可は4事業 | 4事業の経営主体と事業を統合する |
| 1 | 水道事業認可 | 4事業ごと | 4事業＋用水供給事業ごと | 4事業ごと | 1事業 |
| 2 | 管理者 (地方公営企業法) | 4事業ごと1名 | 4事業（＋用水供給事業）ごと 1名 | 1名 (経営主体となる地方公営企業に設置) | |
| 3 | 水道技術管理者 | 4事業ごと | 4事業＋用水供給事業ごと | 4事業ごと（事業認可単位で設置必要） | 1事業 |
| 4 | 水道料金／決算処理 | 個別料金／個別決算 | 個別料金／個別決算 | 個別料金／全体決算と個別決算必要 | 統一料金／統一決算 |
| 5 | 受水・分水 (浄水の融通) | 施設最適配置に伴う浄水融通は分水（又は用水供給事業創設による受水単価設定）で対応 | 用水供給事業と受水団体として役割を明確に区分して対応 | 施設最適配置に伴う浄水融通は分水（又は用水供給事業創設による受水単価設定）で対応 | 同一事業のため制約なし費用のやり取りも発生しない |
| 6 | 施設整備計画 (資金投資計画) | 4事業ごとに判断 | 4事業＋用水供給事業ごとに判断 | 事業全体で判断（ただし、事業会計が別のため実際は個別最適になりやすい） | 事業全体で判断 (全体最適を推進できる) |
| 7 | 交付金メニュー | 従来の交付金メニュー (個別事業が採択可能なもの) | 従来の交付金メニュー (個別事業が採択可能なもの) | 従来の交付金メニュー 運営基盤強化事業（広域化） | 従来の交付金メニュー 運営基盤強化事業（広域化） |
| 8 | 財政負担 (費用の支出) | 個別に負担 (共同化した部分は按分) | 個別に負担 (共同化した部分は按分) | 全体で負担は可能だが、実質は個別負担となる可能性が高い (事業ごとの健全経営が基本) | 全体で負担 (全体最適を推進できる) |
| 9 | 人材確保 (職員の委嘱等) | 4事業ごとに労務管理や、人材登用が必要 | 4事業＋用水供給事業ごとに労務管理や、人材登用が必要 | 事業間の異動、出向は可能 (別会計による制約あり) | 当初は旧事業からの出向や転籍 新事業として人材を登用 |
| 10 | 先進事例 | ・熊本県荒尾市、福岡県大牟田市（共同で浄水場建設） | ・沖縄県企業局・北九州市（新規の事業立ち上げとは異なる） | ・大阪広域水道企業団 (将来的に料金を統一、事業統合に向けた途中段階であり、ほぼ事業統合) | ・水道企業団（群馬東部、香川県広域、広島県、奈良県広域） |
| 11 | 備考 | 「施設の共同化」の検討 | 複数の可能性パターン有 | 経営統合をゴールとした広域化例はない | 複数の可能性パターン有 |
| 12 | 課題など | 浄水の融通のための手続きが煩雑 施設管理の責任の所在が曖昧 広域化関連の交付金が適用外 | 運営する事業数が増加する 用水供給事業と受水側の利害関係 広域化関連の交付金が適用外 | 会計を別にする経営統合では、全体を最適化する対策よりも、旧事業ごとの課題への対策が優先されやすい | 旧事業の負債も含めて統合される 料金統一により、水道料金が値上げとなる地域が生じる可能性 |

※ 4事業とは、県企業局、長野市、上田市、千曲市それぞれの水道事業をいう。

※ 1事業とは、4事業を統合した事業をいう。